

# 総合学習は共通学習たり得るか

——青年期における基礎・基本学習に関連して——



はじめに

昨今、「総合学習」が注目されている。「注目されている」という悠長な段階ではなく、それをめぐる議論は教育界に特有の軽薄な「流行」の域を超え、いまや理論的、実践的に切実な検討課題となっていると表現するほうが適切かもしれない。「総合学習」をめぐる議論には、長い歴史があるけれども（田中耕治「戦後の『総合学習』論の検討」『日本教育学会第三五回大会 課題研究発表要旨集』一九九六年八月三十日に、適切な要約がある）、ここではあえてふれない。

佐々木 享

筆者は、「総合学習」というものを一部の「進歩的」あるいは「民主主義的」な教育学者の専売品かと思っていた。しかし最近では、「総合的な学習」あるいは「総合学習」は、中教審の答申においても推奨されるにいたっている。つまり官も民も「総合学習」に注目しているように筆者にはみえる。「総合学習」とはそんなに結構なものなのか、またそれは実現可能なのだろうかなどの疑問や、総合学習の実施に関連した諸問題などを、高校教育の課題とりわけ教育課程の問題として検討するのが本稿の課題である。なお高校の合科や総合学習については、大学入学者選抜のあり方が

その実現可能性をめぐる議論そのものを妨げていると考えられるので、この点についてはやや詳しくふれるつもりである。

検討すべき課題は多いので、本稿では課題をつぎのように限定する。

第一に、検討の対象を高校教育に限定する。

これまでに合科あるいは総合学習について語られてきた議論には、日教組が委嘱した教育制度検討委員会の報告にいう総合学習のように高校を含んでいる場合もあつたけれども、その多くは、小学校あるいは中学校（とくに前者）のものである。たとえば行田稔彦「総合学習を軸とした教科の再編」（『人間と教育』第十一号、一九九六年）で論じられているのは、表題が与える期待に反して、もっぱら小学校の教育課程に関する問題である。しかし、筆者には、目下のところ小学校・中学校の合科あるいは総合学習をめぐる議論に参加する用意がない。他方、今次の中教審答申の総合学習についての提言は高校をも対象としていると考えられるので、これまで著しく手薄であつたように思われる高校における合科あるいは総合学習に限って考えてみたい。

第二に、教育課程上の合科あるいは総合学習に課題を限定する。

これまでも、高校における総合学習に関する実践や議論がまったくなかつたわけではない。しかしその多くは、ク

ラブ活動やいわゆるサークル活動についてのそれであつた。たとえば藤岡貞彦「みんなで環境問題にとりくもう」（『人間と教育』第十号、一九九六年）にあげられた「環境・公害教育実践」では教研集会で報告された実践のうちで著者が肯定的に評価し例示しているのは、すべて高校生によるクラブ活動やサークル活動としての実践である。そこに提起された青年期における学習価値の問題は、多くの示唆に富んでいる。しかし、教育課程に位置づけられた実践はそこにはひとつもない。（藤岡が正規の授業との関係を無視しているわけではないことは、この論文の注記に明らかである。しかしそれは、藤岡論文の主題ではない。）本稿では、高校の総合学習をいわば正規の教育課程の問題に限定して考察したい。

第三に、いわゆる総合制についてはふれない。

高校では、種々に分化した学科を制度化している。複数の学科（この場合の学科とは、普通科、工業科、商業科、農業科などのいわゆる大学科をさす）を併置している高校を総合制（高校）と呼んでいる。この意味での総合制と当面の課題である総合学習との間には「総合」という文字が共通している以外に直接の関係はないと考えられるので、本稿では総合制にはふれない。

同様に、総合学科と本稿で検討しようとする総合学習との間には直接の関係はない。ただし、総合学科では、「産業社会と人間」という総合的な学習を基本とする新しい教科

が必修とされており、また、学習指導要領に記載のない科目を多数開設しているなどの点で、高校教育課程の構造を考えるうえで示唆に富む実績をもっている。残念ながら筆者は、総合学科において「産業社会と人間」以外に総合的な学習を試みたという報告を知らない。

### 高校における総合学習の実績

これまでに高校に総合学習がまったくなかったわけではない。というより、学習指導要領に準拠する正規の教育課程に総合的な学習が位置づけられていたのは、小・中学校よりもむしろ高校であったとさえいえる。商業科の現行の「総合実践」はその典型である。他の職業学科においても、必修とされている実習のうちの高学年のそれは、総合実習と呼ぶかどうかは別として、たいてい普通科目や下級学年で学んだ専門科目を基礎とした総合的な学習の性格をもっている。これらの科目には、「総合実践」(旧称は商業実践)のよう、当該学科に不可欠とされてきたものが多く、かつ旧制中等実業学校以来の長い伝統をもっており、昨今の議論のなかからわかには生まれたものではない。すなわち高校の職業学科においては、むしろ以前から教育課程上に総合学習が位置づけられていたといえる。この事情はあまり教育研究者の目にとまっていならしいので、注目しておきたい。

このほか、総合学習についての研究開発校の試み、総合学科における「産業社会と人間」の学習なども、高校における総合学習の実績に数えることができる。残念ながらこれらの実践を総括した研究に筆者はまだ接したことがない。

### 大学入学者選抜と総合学習

中学校や高校における総合学習の実践は、ひじょうに少ない。そこには教育課程に関する国の統制が厳しいという一般的な事情だけでは説明できないものがある。それは中学校や高校の教育課程の特質に由来するのではない。むしろこれらの学校にこそ総合学習は必要であるし適していると主張する論者は少なくない。それにもかかわらずこれらの学校に総合学習が少ないのは、そこには上級学校への入学試験の圧力がくわわっているからだ、といわれてきた(たとえば、田中耕治「教科の分化と統合の社会学的検討」『日本教育学会第三五回大会課題研究発表要旨』一九九六年八月三十日、三五ページ)に同旨の指摘がある。これは具体的には、入学試験の学力検査が教科目ごとに実施されることをさす。大学入学者選抜のあり方に大きな影響を受けることは、高校の教育課程の重要な特質のひとつである。総合学習は高校教育に有益であることがはっきりしているのに、大学入学者選抜のあり方がその実現を阻んでいるというのであれば、大学

入学者選抜のあり方を変えればよいという議論がなりたつ。これに関する多少の問題については、のちにふれる。いずれにせよ、上級学校の入試の問題を無視した総合学習の議論は、少なくとも中学校、高校に関しては広範な教師から無視ないし一笑に付されるおそれがある。

次に、高校における総合学習の可能性を探索してみよう。

### 「総合学習」には共通学習、基礎・基本たる

#### 内実を

「総合学習」は、単なる教育方法の問題ではないし、またそうしてはならないと筆者は考へる。

職業学科における総合学習では、高校でいわば個別的に学んできた各科目の学習の成果を、実際の状況に即して総合的な判断のもとに適用する実践力や判断力をもとめられている。反面、この授業実践によつてそれ以前に学んだ個々の科目や実習の成果を確かめることができる。この総合学習は、その意味では当該学科の教育にとつてのいわば基礎・基本の一部とされ、そこに共通に学習させる価値があるとされ、そのゆえに教育課程のうえで、一定の地歩を占めてきたのだと考へられる。換言すれば、職業学科における総合的な学習は、教育内容の性格からいえばいわば附加的なものではなく、合科的なものといえる。

高校教育に広く総合学習を導入するか否かは、それを高

校生に学ばせる価値があるのか否かによつてきまる。それは現行の教育課程に新たにつけ加える科目ではなく、小・中・高校を通して学んできたことを実際に即して確かめる役割をもち、その意味では合科的の性格をもつべきであるように思われる。いずれにせよ、それは高校教育の不可欠の構成部分となるようなものでなくてはならない。この点についての筆者の提言はのちに述べる。なお、関口昌秀の最近の問題提起は興味深い（関口昌秀「科学は共通教養たり得るか——中等教育における教育内容と教養概念をめぐる問題」教育科学研究会編『高校教育のアイデンティティー』一九九六年、および同氏の九六年の教科研大会における報告）。

筆者は関口の問題提起に全面的に同意するものではないけれども、教養を判断力としてとらえ、判断力の育成を総合学習にもとめ、これを共通学習に位置づけようという提案には共感をおぼえる。しかし、その提案には教育課程の構造論が不足しており、また大学入学者選抜との関係についての実際的な配慮に欠けているうらみがあるようにおもわれる。

### 教科の枠を超えて

職業科における総合学習は、おおむね同じ教科のなかの多くの科目の学習の成果を総合するものであった。換言すれば、教科間にまたがるような総合学習ではない。その意

味でいえば、こんにち問われている高校における「総合学習」は、教育内容の点では教科にまたがるものと考えられるので、教育課程構成上の新たな課題である。

関連していえば、いまのところ筆者の念頭にある総合学習は、他の教科・科目の学習を土台として展開する性質をもつのですべての学年に開設すべきものではなく、高学年（全日制でいえば二、三学年）に開設するのが適当であろうと考える。

教科の枠を超えた総合学習のとりくみは、高校においては、研究開発校のわずかな事例をのぞくと、ほとんど知られていない。合科や総合学習が話題になることも多く、実践の蓄積も少なくない小学校と違って、近代日本の中等教育は細分化された教科・科目により教育課程を構成することを重要かつ強固な特質としてきたから、当然のことである。このゆえに、高校の総合学習については、理論的にも実践的にも研究しなくてはならない課題が多い。

### 教育条件と教師の力量

職業学科における総合学習においては、一人の教師が一度に四十人の生徒を指導するという乱暴な方法がとられることはない。また、クラブ活動において総合的な密度の濃い学習が可能なのは、目的意識がはっきりしている生徒が集まっているという条件だけでなく、たいていの場合に少

人数であることもみのがせない。これらの経験は、総合学習を導入するためには、そのための教育条件を整えることが不可欠であることを示唆している。昨今の「総合学習」をめぐる議論には欠けている論点なので、とくに強調しておきたい。

ところで、職業学科の高学年で課される総合学習の性格をもつ実習（あるいは商業科の従前の「商業実践」）は、工夫と努力によってひじょうに充実した授業になる。しかしこれは、実のところ、当該教科の免許状をもつ教師なら誰でもできるという授業ではない。たいていは、教科についての専門的力を土台として、さらに他の科目を含む広範な教育経験と現実社会についての広い知見や深い洞察に支えられてはじめて成功する類のものである。藤岡が紹介しているような優れた総合学習も、それがクラブ活動の一環であるにせよ、力量のある優れた教師の指導に支えられている。元来、現代日本の中等教育の教育課程は、個々の教科についての専門的力をもった教師の存在を前提として構成されている。中等学校教員の養成が大学教育を基礎的な前提とし、その教員免許状が教科ごとに発行されるのもそのためである。（旧学制下の中学校、高等女学校、師範学校の教員免許状は、現行の教育課程になぞらえていえば、かなり広範な教科科目にわたって免許状を与えていた高師、女高師を別とすれば、教科ごとというより科目ごとに発行されていたとみた方が実態に

近い。この点に総合学習を考へる場合の、小学校と高校との重要な条件の違いの一つがある。ことに高校では、教科の専門性が高いためであつて、複数の教科の免許状をもつてゐる教師はけつして多くはない。こうした状況に照らしてゐれば、総合学習の指導者の問題は簡単ではない。現状では、一部の研究開発校や総合学科の「産業社会と人間」にわずかな実績があるに過ぎない。高校に総合学習を大幅に導入するについては、もつとも深く考へなくてはならぬ論点の一つである。

### 大学入学選抜における教科科目準拠主義の克服

大学入学選抜の学力検査（いわゆる入学試験）においては、長いあいだ出題は学習指導要領が定める教科科目の区分に従つて行われるべきものとされてきた。換言すれば、複数の教科科目にわたる出題は、望ましくないとされてきた。この教科科目準拠主義が高校における合科や総合学習の実施を妨げてきたことはよく知られてゐる。したがつて、高校に総合学習を導入することを可能ならしめるためには、この学力検査における教科科目準拠主義を克服しなくてはならない。

ところで最近の文部省の「大学入学選抜実施要領」は、入学選抜方法多様化政策の一環として、学力検査のあり方についても柔軟性を容認するにいたつてゐる。名古屋大

学文学部のようにすでに数年前から国語、社会、英語の三教科を総合した出題をする大学が現れてゐるのもそのためである。念のためにつけくわえれば、文部省の「平成九年度大学入学選抜実施要領」は学力検査に関する教科科目準拠主義の説明に続けて「ただし、大学・学部・学部の目的、特色、専門分野等の特性による特別の必要がある場合には、複数の教科を総合して学力を判断する総合的な問題や、他の教科を加えて実施することもできる」と述べてゐる。また同要領は、「大学入試センター試験を利用する大学」の学力検査のあり方を述べた項のなかでは、「個別学力検査の出題形式については——中略——複数の教科を総合して学力を判断する総合的な問題の出題など、より一層の工夫に努めることが望ましい」と述べてゐる。「大学入学選抜実施要領」はすべての大学に配布されてゐる。しかし現実には大学に籍をおく教育研究者にもここへのべた事情は意外に知られていないので、注意を喚起しておきたい。また、大学入学選抜改革の一環として、論文テストや口頭試問を採用する大学もふえてゐる。このような入試改革のなかでは、合科や総合学習の成果を問うような出題をすることもできるはずである。教科科目準拠主義の出題と総合学習の出題のいずれかを選択させる方法も考へられる。

入学選抜のあり方を変えることで高校教育を変えようとするのは、本末転倒のいわば邪道である。しかし総合学

習が高校に有益であるのに、大学入学者選抜における学力検査のあり方が総合学習導入の障害になっているのであれば、その障害を取り除きあるいは小さくすることは、大学にとつても有益なはずである。

ひるがえつてみると、一九八九年改訂の高等学校学習指導要領は、専門教育の教科だけでなく、国語、社会、数学、理科などのようないわゆる普通教育の教科についても、学習指導要領に記載されていない科目を、高校が独自に開設することを認めている。実際に総合学科においては、学習指導要領に記載のない多数の科目を学校独自に開設している。総合学科以外の普通科においても少なからぬ学校が、学習指導要領に記載のない科目を独自に開設している。その意味では、大学入学者選抜の学力検査における教科科目の準拠主義の土台は、制度的にはすでに掘り崩されはじめているといえる。こうした状況のなかで、学習指導要領に記載のない科目の開設が期待されたほどに広がっていない背景には、大学入試における教科科目準拠主義の実態がほとんど変わっていないという事情もあると考えられる。

国立大学をはじめとして入学者選抜を二回に分けて実施することが一般化し、また、まだわずかではあるけれども、専門学科の卒業生に別枠選抜を実施する大学もふえはじめてきている。こういう状況下で、総合学習の導入に即応した入学者選抜のあり方を追求することは可能であるし、それは

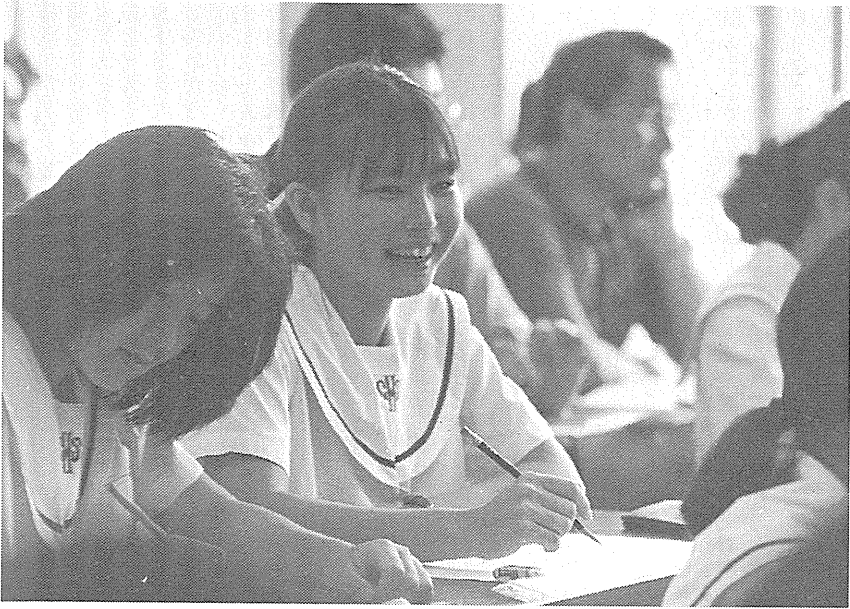
高校教育を豊かにする一助ともなるであろうと筆者は考え

### 総合学習についての多角的な議論を

高校に総合学習を導入するについては、なお検討すべき課題は多い。仮に合科学習的な内容をもつとしても、現行の教育課程の構造のもとで可能かという問題もある。

従来から職業学科で総合的な学習が可能であり必要であったのは、当該学科の教育内容が實際生活に即した内容をもっていたからである、と筆者は考える。この点でみると、現行の高校の教育課程には、職業学科を除くと(つまり普通科には)實際生活に密接に結びついた科目としては、男女に必修とされている「家庭一般」「生活技術」「生活一般」をおいてない。ところが、これらの三科目は家庭科という女子用教科として牢固たる伝統をもつ教科のなかに閉じこめられているので、家庭生活の枠を一步も出ることができない科目となっている。こうしたわけで、大部分の普通科には、社会生活や職業生活に直接に結びついている教科・科目が存在しない。

高校(とくに普通科)における総合学習を構成するについては、その教育課程の全体を實生活に即したものに改革していくことが必要であるように思われる。この点で、たとえば、技術教育研究会が提唱している「小・中・高校を一



貫した技術教育のための教育課程試案」(『技術教育研究』別冊第一号、一九九五年)は示唆に富んでいる。この提言にみられるように、高校(とくに普通科)の総合学習は、実際生活に即して構想することによってはじめて青年期の教育における基礎・基本たり得るし、またそうであってこそ高校における共通学習とする価値をもち得る、と筆者は考える。

ところで筆者はさきに、総合的な学習であってもそれがクラブ活動やサークル活動として実施されてきたものについては除外して考える、と述べた。しかし本稿で略述したように、高校の教育課程の構造や大学入学者選抜の方法が改革されるなどの条件が整えられるならば、従来はクラブ活動やサークル活動としてしか実施し得なかった実践を正規の教育課程に位置づけることはできる。その意味で、高校の合科学習や総合学習については、たんなる理念的な検討にとどまらず、科学的で多面的な検討がもとめられている。

(付記) 本稿の脱稿直後に『教育』十一月号の総合学習に関する座談会や論文に接した。つけ加えたり、訂正したこともあるけれども、大筋を変更する必要はないように思うので、そのままとした。

(ささき すずむ) 愛知大学短期大学部。教科研常任委員